

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 DEC (Vol.67)

CONTENTS

海外拠点ニュース	2
中国銀行 国際部 ベトナムトレーニー 吉澤 真治	
新興国ニュース 第67回 海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい<第2回>ベトナムシェアオフィス事情.....	10
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited	
Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑氏	
ベトナムのサイバーセキュリティ法に関する詳細規定の発行及びEPE（輸出加工企業）から国内企業への 物品リース・無償貸与<ベトナム>	13
CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）ディレクター 山岡 靖氏 タイ法務よもやま話【タイの法律と日本人ー政尾藤吉を想う】	15
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	
適格国内ミニマムトップアップ税（QDMTT）<マレーシア>	17
Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
香港の労働人口流出と優遇プログラム<香港>	19
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	
中国で共産党大会が終幕～新たな100年に向けての新体制、政策の大方針を公表～	21
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 TEL.086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

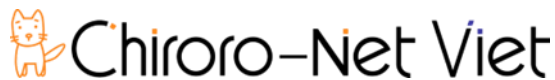
海外拠点ニュース お取引先紹介

株式会社中国銀行

国際部

ベトナムトレーニー 吉澤 真治

今回はベトナムへ進出されている弊社取引先の株式会社チロロネットのベトナム現地法人 CHIRORO-NET VIET CO., LTD. の安藤社長へベトナム進出経緯や、進出時・進出後に苦労された点など、現地でビジネスを行っている企業ならではのお話をお伺いしましたので、紹介します。



1. 当社紹介

株式会社チロロネットは安藤社長が大学在学中に立ち上げた学生ベンチャー企業で、本社を岡山県倉敷市に置き、自社でデータセンターを保有する独立系サーバーホスティング会社です。

社名は安藤社長が飼っていた愛犬「チロル」に由来。飼い主とペットのような「お互いになくはない関係」を目指す意味が込められています。

ホスティングサービスとは、通信業者やインターネットサービスプロバイダーが提供するサービスの1つで、サービス提供者が所有するデータセンター内に設置されたサーバーをインターネット経由して貸し出すサービスで、利用者はそのサーバーを利用してウェブサイト開設や電子メール送受信などを利用することが可能となります。

ベトナムでは海底ケーブル障害によりインターネットの通信速度の低下が頻繁に発生します。また、2019年施行のサイバーセキュリティ法(※1)にも対応するため、当社はベトナム国内のデータ

センターにサーバーを設置し、安心・安全・快適なインターネット環境を提供しています。

ベトナムで日本人による日本スタイルでの運用・サポートのサービスを提供することで、年々取引先を増やしています。

2. ベトナム進出経緯

日本で2000年に創業後、15年経過した2015年にベトナム現地法人を設立。

安藤社長は創業当時から海外進出に興味を持ち、東南アジアを中心に各国へ訪問し進出機会を検討していたそうです。その中でベトナム独特の熱気や勢い、そして成長スピードに魅力を感じてベトナム進出を決断。

ベトナム進出当初はウェブサイト制作サービスやシステム開発サービスを行いながら、ベトナムでのデータセンター設置に向けて各省庁と交渉を重ねていたことが実り、2017年にベトナムでは当社が初めて100%外国資本の企業がベトナムでホスティングサービスの事業ライセンスを取得、2017年12月より同サービスの開始に至っています。



安藤社長は当時を振り返り、「サービスが停止するのは当たり前で、問い合わせをしたら復旧はするものの、原因などは一切教えてもらえなかった。日本では当たり前の原因と対策が欠けていて、ただでさえ外国で言葉も違うのに、これでは今やビジネスの基盤であるウェブサイトやメールを当たり前に使える環境を提供したい。」との想いで、各省庁と何度も交渉を行ったそうです。

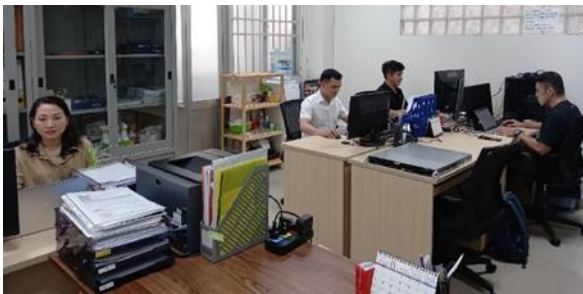
3. 現地法人運営において苦労している点

進出当初は言語や文化、習慣、全てが日本とは異なる点に苦労したといいます。当社の取引先のほとんどは在ベトナム日系企業であり、日本品質のサービスを提供する必要があるため、ベトナム人従業員に日本品質を理解させる必要があるものの、そこに大きな壁があったのです。

日本人は良くも悪くも「言わずもがな」という感覚がありますが、ベトナム人は言われないと気付かないことが多く、一方で理由を多く語りません。

安藤社長は自社の業務において、契約後の一つ一つのアフターフォローが継続した取引につながることで、それが信頼に繋がり、ひいては自分自身の給料の源になっていることを何度も何度も伝えています。

まずは違いを受け入れることから始め、機会があることに伝えているそうです。日本人もベトナム人もお客さんから感謝されることは共通の仕事の喜びであり、それを糧にすることを大切に実践されているそうです。



チロロネットベトナム職場

4. ベトナムの魅力

安藤社長が進出を決断したときに感じたベトナムの熱気や勢いは今も衰えていません。経済成長が継続し、人々も経済成長を楽しんでいます。現地で生活すると、多くの人々が今日より明日のほうが素晴らしいと信じて生活を送っていると感じます。

ベトナムには今後もたくさんのビジネスチャンスがあり、その機会を通じて会社も個人も成長できる可能性が多いことが一番のベトナムの魅力だと安藤社長は断言しています。

5. 安藤社長からのベトナムでビジネス展開を検討している方へのメッセージ

「日系企業のみならず全世界の企業がすごい勢いでベトナムでのビジネスを開始しています。既に手遅れと感じている方も多いかも知れません。人件費は年々上昇しており、近時の世界情勢と取り巻く環境からも不確実さを増している中、海外でのビジネスを検討することを躊躇している方々も多いでしょう。



チロロネット・チロロネットベトナム 安藤社長

しかし前述の通り、世界各国の企業は中でもベトナムでのビジネスを検討し実行に移しています。そういった状況であることを認識した上で、今一度自社のビジネスについて考えてみるのはいかがでしょうか。問題の解決策に海外（ベトナム）というキーワードが必要ではありませんか。そうであれば一歩踏み出してみて、色々な可能性を検討してみませんか。」

6. 情報化社会の「黒子」として

「一般利用者からすれば「当たり前」である安心・安全・安定・快適なインターネット環境を当社は提供しています。当社のサービスは日本でもベトナムでも表に出ることは少ないが、なくては

ならないサービスとの自負を持っています」

安藤社長が、創業以来、変わらず意識しているのは「黒子」という役割です。今後も、安心・安全・安定・快適な環境を提供しながら、ベトナムに進出している日系企業として、日本とベトナムの架け橋となる「黒子」の役目を担っていきたいそうです。皆さんが閲覧されているウェブサイトは、もしかすると同社サーバーサービスによりストレスなく閲覧出来ているかも知れません。

(※1) 外国の電気通信及びインターネット・サービス提供者に対し、ベトナム国内ユーザのデータを対象としたサーバーの国内設置や事務所の国内設置を義務付けている

BIDV FDI 部ジャパンデスクホーミチン

所在地：7th Floor, BIDV Office Building,
472 Nguyen Thi Minh Khai, 3District, Ho Chi
Minh City, Vietnam

TEL：(+84) 28-3835-1780

FAX：(+84) 28-3830-7445

新興国ニュース

第67回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン・バングラデシュ・カンボジアの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

～フィリピン～

【領収書発行義務の掲示について】

フィリピン内国歳入庁 Bureau of Internal Revenue (BIR) は 2022 年 9 月 29 日に Revenue Memorandum Order No. 43-2022 を発布しました。今回の主な内容は、Notice to issue Receipt/ Invoice (NIRI) つまり BIR から取得する領収書及び請求書の発行を促す掲示物の更新について記載されています。

これは、すべての事業主や販売店が誰にでも目に付く場所へ掲示する義務があるものです。フィリピンでは、ファストフード店やコンビニエンスストアに行っても、レジの横などに NIRI が掲示されている光景をよく目にします。

大きな変化としては、以前の“Ask for receipt”の掲示では文字通り、商品やサービスの消費者が領収書の受け取りを要求するように、という内容だったのに対して新しい掲示では供給者が領収書の発行をするように、と指示が出され、立場の入れ替わりがあったという点です。

この規則は、新規の事業者や支店、オンライン販売者、ブロガー、SNS のインフルエンサー、ネット上の広告で収益を得る者等すべてに該当します。

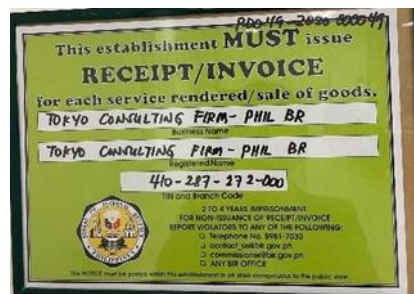
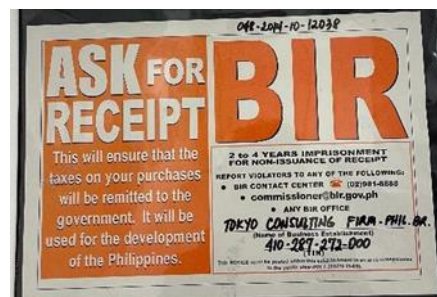
旧掲示の使用は 2023 年 6 月 30 年までは有効となりますが、新掲示 (NIRI) への変更は TIN 番号の

最後の桁に記載されている数字によって期限が設定されています。

TIN 番号の最後の桁数字	期限
1,2	2022 年 10 月 3 日
3,4	2022 年 11 月 2 日
5,6	2022 年 12 月 1 日
7,8	2023 年 1 月 2 日
9,0	2023 年 2 月 1 日

変更の手続きは、BIR の窓口ですする必要があり、その際に登録されている会社や事業情報に変更がある場合は、NIRI が BIR から発行される前に申請するする必要があります。

弊社 TCF の旧掲示と新掲示を参考に載せておきます。



～バングラデシュ～

【バングラデシュの給与事情について】

○給料・手当について

社員を雇用し、給与額を設定する際には給与構成を決める必要があります。

一般的には「基本給(Basic Salary)」「家賃手当(House Rent)」「医療手当(Medical Allowance)」「通勤手当(Conveyance)」の4種類があります。この4つの合計額をグロス給与として社員に支給します。個人所得税の課税枠は、「基本給」となっているため、社員の個人所得税額を抑えるという意味で、できるだけ非課税枠を使う形で給与構成を考えるのが一般的です。

〈給与構成〉

- ・基本給 グロス給与の60%
- ・家賃手当 基本給の50%
- ・医療手当 基本給の10%
- ・通勤費 残り

○フェスティバルボーナス

●イードボーナス

バングラデシュの暦はイスラム暦を使用しており、イスラム暦では年に2度「Eid(イード)」と呼ばれる大型休暇があります。イード期間は毎年変化しますが、2023年度では4月・6月の各1週間程となります。これにあわせて、Eid開始日の約一週間までにフェスティバルボーナスを支給するのが基本です。(※会社の方針で、ボーナス支給時期をクリスマス等のその他の祝日に変更することもできます。)

●支給額

支給額について、法律上では各フェスティバルボーナスは基本給を超えてはならないとの記載があります(Labour Rules, Chapter10, 111条)。しかし実際には、各フェスティバルボーナス支給額をグロス給料分と同額としている会社が多い

です。この場合、年間の給料額は14か月分となります。また、業績や会社の方針として、それ以上のボーナスを支給する場合には、その超過分について、「Special Allowance」で支給する場合があります。

●会計上の費用項目

Eid ボーナスの会計上の費用項目ですが、毎月「賞与引当金」として計上することをお勧めします。多くの会社は、毎月の支出状態から財務諸表を作成し、年間の売上・利益分析をするかと存じます。4月・6月分の給料費用が2倍となると分析しづらいため、グロス給料からその年に発生するフェスティバルボーナス支給額を概算し、毎月「賞与引当金」という科目で計上すると、財務分析も可能かつボーナスも定額支払うことができます。キャッシュは4月・6月までに、別途ご用意して頂くのが良いかと存じます。

～カンボジア～

【2023年度の最低賃金の確定】

2022年8月31日、最低賃金をめぐる労働者、雇用者、政府による三者協議が開催されました。この協議では2023年度の縫製、履物、旅行用品産業の法定最低賃金について協議がなされ、それぞれの提示金額は、労働者側は月213ドル、雇用者側は月196ドルと、前回の協議の際の提示金額から歩み寄りが見られたものの、合意には至りませんでした。

続いて行われた2022年9月13日の協議においても、労働者側は内部で月206ドル、月210ドル、月214ドルと意見が分かれる一方で、雇用者側は月197ドルを提示しました。これに対し、政府は月198ドルを提案しましたが、最終的な合意には至らず協議は終了となりました。

SNSでは労働者らが物価の上昇に合わせて最低

でも月 200 ドルを要求する声も多く、最終協議によって確定する金額に注目が集まっていました。

そして、2022 年 9 月 21 日の最終協議の結果、198 ドルでの合意がなされ、フンセン首相によって 2 ドルの引き上げが行われ、最終的に 200 ドルでの決着となりました。

昨今では、外資企業の誘致を重視し、賃金を低く抑えたい政府の意向によって、物価の上昇に直面している労働者側の不満が高まっており、ナガワールドでの労働争議等も踏まえると、今後の自社の賃金についてはより一層労働者側との協議と納得の後、確定する必要があります。

【所得税課税税率の変更】

2022 年 9 月 28 日、税務局は Sub decree 196 号にて、所得税と給与税の累進課税の税率変更を発表しました。この Sub decree において変更がなされるのは所得税と給与税となっていますが、所得税の税率変更の対象は個人事業主やパートナーシップなどの、法人以外の事業形態に適用されることとなっています。一方で給与税の税率変更はカンボジアに居住性を有する従業員に適用がなされます。

税率の施行は 2023 年 1 月 1 日となっており、主な変更は以下の通りで、主に非課税の範囲が拡大しています。

○個人事業主、パートナーシップ等の年間所得に対する課税

従来：

0～16,000,000 リエル（約 4,000USD）=0%
16,000,001 リエル～24,000,000 リエル（約 6,000USD）=5%
24,000,001 リエル～102,000,000 リエル（約

25,500USD）=10%
102,000,001 リエル～150,000,000 リエル（約 37,500USD）=15%
150,000,000 リエル以上=20%

変更点：

0～18,000,000 リエル（約 4,500USD）=0%
18,000,001 リエル～24,000,000 リエル（約 6,000USD）=5%
24,000,001 リエル～102,000,000 リエル（約 25,500USD）=10%
102,000,001 リエル～150,000,000 リエル（約 37,500USD）=15%
150,000,000 リエル以上=20%

⇒所得税の非課税対象所得の範囲が 500 ドル拡大

○カンボジア居住者の月収に対する給与税

従来：

0～1,300,000 リエル（約 325USD）=0%
1,300,001 リエル～2,000,000 リエル（約 500USD）=5%
2,000,001 リエル～8,500,000 リエル（約 2,125USD）=10%
8,500,001 リエル～12,500,000 リエル（約 3,125USD）=15%
12,500,000 リエル以上=20%

変更点：

0～1,500,000 リエル（約 375USD）=0%
1,500,001 リエル～2,000,000 リエル（約 500USD）=5%
2,000,001 リエル～8,500,000 リエル（約 2,125USD）=10%
8,500,001 リエル～12,500,000 リエル（約 3,125USD）=15%
12,500,000 リエル以上=20%

⇒給与税の非課税範囲が 50 ドル拡大

このため、2023 年 1 月時点において、今回変更が決定した範囲の個人事業主やパートナーシップ、従業員の方の所得及び給与が、非課税範囲内かどうかについて、現在から留意しておく必要があります。

【2023 年の祝日について】

2022 年 9 月 7 日、労働省は 2023 年の祝日の発表として、Prakas243/22 にて発令しました。第 1 条にて定められている祝日は下記の通りです。

1 月

1 日（日）元日

7 日（土）虐殺政権からの解放の日

3 月

8 日（水）国際女性の日

4 月

14 日～16 日（金～日）クメール正月

5 月

1 日（月）国際労働者の日（メーデー）

4 日（木）仏誕節

8 日（月）王室始耕祭

14 日（日）シハモニ国王誕生日

6 月

18 日（日）モニク前王妃誕生日

9 月

24 日（日）憲法記念日

10 月

13 日～15 日（金～日）プチュンバン（盂蘭盆）

15 日（日）シアヌーク前国王追悼記念日

29 日（日）シハモニ国王即位記念日

11 月

9 日（木）独立記念日

26 日～28 日（日～火）水祭り

また、この Prakas の第 2 条では、国際的に事業を展開する事業者や操業を停止することができない工場などが、上記の 2023 年の祝日において、従業員の休暇を許可できない場合について規定されています。このような場合、雇用者側は従業員に対して、交代制で休暇を別途与えなければなりません。

また、雇用者側は労働者の名簿を作成し交代制の管理を行う必要があります。労働監査官による監査の際にはこの名簿を提示しなければならない場合もあるため、破棄することなく管理し、保管をしておく必要があります。

以上、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい

<第2回>

ベトナムシェアオフィス事情

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本 真佑氏

ベトナムに赴任して早くも1年が経ちました。ハノイは日本同様に四季があるので季節を一回り体感できましたが、ハノイの4月と10月は本当に気持ちのよい気候で、つい外に出たくなります。南のホーチミンは日中いつも暑いのですが、ハノイはこの時期あまりに気持ちがいいので、池のほとりで風を感じながら仕事したいなと思い、スタッフにも聞いてみたのですが、大賛成！とのことでした（冬が来る前に早めに企画したいと考えています）。

ベトナムに興味がある方、ハノイに来るなら4月か10月頃をお勧めします。

さて、この度2022年10月、みらいコンサルティングベトナムは阪急交通社様と合弁でシェアオフィス（HANKYU MIRAI Business Partners）を開業致しました。場所はホーチミン1区（中心区）の日本人街レタントンから歩いて数分の好立地になります。徒歩でショッピングモールのビンコムセンターや高島屋、多くの日本食レストランも行ける為、日本人にとっても馴染みやすい場所であり、同時に日系企業も多く進出しているエリアです。

シェアオフィスとは企業が1部屋を借りて業務を行うのではなく、共有スペースで業務を行うビジネススタイルになります。コロナでリモートワークが急増した日本もシェアオフィス利用が急

増したようですが、海外では新規進出する際には1人もしくは2人等の少人数からスタートすることが多いことから、進出時のコストを最小限に抑える為にオフィスを借りるのではなくシェアオフィスで十分なのが多いのです。

HANKYU MIRAI では写真のようなスペースの中で、席は自由にご利用いただき業務に集中できる環境をご用意しました。別途予約にはなりますが会議室の利用やコピープリンター関連の機器も完備しています。（ご要望によって3名～12名程度の各個室もご用意しております。）



今回みらいコンサルティングベトナムがシェアオフィス開設に至った背景には私が海外赴任して感じた悩みが関係しています。それは、仕事から生活のことまで、全てにおいて「まず誰に聞けば良いか分からない」ということでした。私のように言葉も満足にしゃべれず、一人で拠点を立ち上げようとした身にとって、海外というのはあまりに未知な領域でした。もちろん海外は旅行程度でしか行ったことがありません。そんな私にとって「仕事面でパートナーとなりそうな所はどこか」「自分の個人所得税の申告はどのようにすれば良いのか」「スマホの契約はどういうプランが合っているか」「家はどのように探せばよいのか」「会社の登記はどのようにすれば良いのか」「海外での正しい経費精算のやり方は?」「人材はどうやって探すのか」「自社のサービスの売り先はどういうところが良いのか」何から何まで分からないことだらけだったのを覚えています。そして、これらの疑問の回答を持つのはそれぞれ別の人なので、毎回違う専門家を探し、そして聞かないといけません。たとえ軽い質問であってもメールをして回答を待ったり、直接アポイントを取ったり、Zoom で打ち合わせをするのは非常にもどかしく、誰か窓口の人に「日本語で」全て聞くことができたなら・・・この赴任者全員の悩みを払拭すべく設立したのが今回のシェアオフィスになります。



HANKYU MIRAI の運営スタッフにはもちろんベトナム人もいますが、今回はみらいコンサルティングベトナムの日本人コンサルタントも常駐することにもこだわり、利用者のさまざまな問い合わせに対してタイムリーに聞くことができる体制を整えました。日系の不動産会社、現地流通・運送会社、商社、食品等小売店、人材紹介会社、会計事務所そして多くの顧客である事業会社様等、長年のネットワークを築いてきたからこそ、進出間もないお客さまの問い合わせに対してお答えし、必要に応じて専門家の方を紹介することができると思っています。

みらいコンサルティングはお客さまにより近い立場での実行支援をポリシーにしているのですが、今回はその想いを体現した新しい事業展開と考えています。

さらに、今回このシェアオフィス事業と一緒に運営していただける阪急交通社様は日本有数の旅行会社であり、今回ご縁があってパートナーとなっていただくことになりました。ベトナムは既に渡航に関する感染症の規制は無くなっているため、急激に増えている日系企業のベトナムへの視察・研修・出張等の一連のアテンド、企画立案に関しても大きなシナジーを生み出せると感じています。

ところで、ベトナムのシェアオフィス事情ですが、一時期コロナの影響で下火になっていたものの、規制が無くなってからは勢いを盛り返しているようで、シェアオフィス自体の数はホーチミン・ハノイを合わせると150箇所以上、4年前と比較した総供給面積は3倍以上というデータもあるようです。外資参入という意味では米大手のWe Work 等も進出済みであり、ローカル企業ではDream Plex 等も業界大手として影響力を持っています。

シェアオフィスのニーズが右肩上がりの背景には、出張や視察が解禁されたことで拠点探しを

開始する企業が増えたのはもちろんですが、驚くことに、既に拠点をベトナムで構えている企業があえて出張中スポットでシェアオフィスを利用するケースもあるようです。

HANKYU MIRAI のシェアオフィスをオープン時からご利用いただいている日系企業様にお聞きしたところ、日本親会社の取締役クラスの方が出張に来られる際、現地事務所に滞在することでローカルスタッフが緊張してしまう、といった理由であえて出張中はこのようなシェアオフィスを使って仕事をする場合もあるとのことでした。このようなニーズもあることは設立してから気づきましたが、あえてシェアオフィスを利用するメリットにも注目して今後更にお客さまの潜在ニーズを掘り起こしていきたいと思っています。

まだまだ始動して間もない HANKYU MIRAI のシェアオフィスですが、「ここに来れば必要なヒトと情報が何でも揃っている」と早く認知されるように、これからも一層お客さまのご支援に力を入れていきたいと考えています、是非ホーチミンに来られる際は足を運んでいただければ幸いです。

海外進出セルフチェック

<https://globalvc.jp/selfcheck/>

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた海外への事業展開をご検討のお客様に、

「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。漠然としたイメージが具体化できるとご好評いただいています。

ぜひお試しください。

全 25 問で診断結果が出ます。



スマホはこちらから→

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店

9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,

Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

ベトナムのサイバーセキュリティ法 に関する詳細規定の発行 及び EPE（輸出加工企業）から国内企業へ の物品リース・無償貸与 ＜ベトナム＞

CaN International 国際会計事務所（マイツグループ
中国・アジア進出支援機構メンバー）
ディレクター 山岡 靖氏

【サイバーセキュリティ法に関する 詳細規定の発行】

ベトナム政府は、サイバーセキュリティ法（第24/2018/QH14号）の詳細規定である2022年8月15日付・政令・第53/2022/ND-CP号を発行しました。当政令は、2022年10月1日より発効します。ベトナムにおいて、通信、インターネットを通じたサービス及びサイバースペースでの付加価値サービスを提供する企業は、ベトナム国内に以下の情報を保存する必要があります。対象は、ベトナム法人のみではなく、外国法人も含まれます。

- ・ベトナムのサービス利用者に関する個人情報
- ・ベトナムのサービス利用者が生成した情報（アカウント名、利用時間、クレジットカード情報、メールアドレス、直近のログイン・ログアウト、IPアドレス、アカウントまたはデータと紐づけられた電話番号）
- ・ベトナムのサービス利用者の関係者に関する情報（サービス利用者と繋がりがある、若しくは、交流のある友人・グループ）

保存期間は、企業が保存依頼を受けた日から、その依頼が終了するまでの期間であり、最短期間は24ヶ月です。

*サイバーセキュリティ法・第26条・3項では、上記の企業が、ベトナムにおける個人情報、サービス利用者の関係者に関するデータ、サービス利用者が生成したデータの収集、利用、分析、処理を行う場合、政府の規定に従い、データを保存することが求められています

【EPE（輸出加工企業）から国内企業への 物品リース・無償貸与】

財務省・税関総局は、生産活動を目的として国内企業がEPEから一時輸入・輸出の形態にて物品をリース若しくは無償貸与した場合の税務上の取り扱いに係るオフィシャルレター・第3269/TCHQ-TXNK号を発行しました。

①関税

輸出入税法・第107/2016/QH13号・第2条・第2項において、国内市場から保税區への輸出品、保税區から国内市場への輸入品には、輸出入関税が課されることが規定されています。また、輸出入税法・第107/2016/QH13号・第16条・第9項・a号において、一時的輸出入に関して免税対象となる一定の目的が規定されていますが、生産活動等に用いられる機械・設備等は対象外とされています。さらに、輸出入税法・第107/2016/QH13号・第19条・第1項・dd号において、一時的に輸入した機械・設備等の国外・保税區への輸出に際しては、還付が認められていますが、生産活動等に用いられるものは対象外となります。

②通関価格

財務省通達・第39/2015/TT-BTC号・第9条において、輸入品がリースの場合、通関価格は、リース品に関連する書類に基づき、実際に支払った若しくは支払うべき価格であることを定めています。また、財務省通達・第39/2015/TT-BTC号・第17条・第9項、財務省通達・第60/2019/TT-BTC号・第1条・第9項において、リースによる輸入

品の通関価格は、実際に支払われた価格、若しくは、支払うべき価格であることが定められており、リース品に関する書類に従い、リース品への支払い及びレシー（賃借人）が最初の輸入地点までに支払わなければならない運賃その他の費用を含みます。無償貸与による輸入品の場合、通関価格は、貸与品に関する書類に従い、借受人が最初の輸入地点までに支払わなければならない運賃その他全ての費用を含みます。

③まとめ

上記の規定により、生産活動を目的として、国内企業が EPE から、物品のリース若しくは貸与を受ける場合、国内企業には輸入税の免税規定は適用されません。従いまして、輸出入税法・第 107/2016/QH13 号・第 16 条・第 9 項・a 号に基づき、国内企業は、生産活動を目的とする一時的輸入として通関を行い輸入税を支払わなければならない、再輸出の際に輸入税の還付を受けることは出来ません（輸出入税法・第 107/2016/QH13 号・第 19 条・第 1 項・dd 号）。



CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合せ先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【日本オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。現在、日本、シンガポール、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、海外事業を手がける日系・外資系企業の会計・税務・コーポレートファイナンス領域のコンサルティング業務を提供しています。

タイ法務よもやま話 【タイの法律と日本人 —政尾藤吉を想う—】

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国
・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) の
弁護士の萩野です。今回は AAP より「タイ法務よ
もやま話」というタイトルで、タイの法律に関す
る話をやわらかく、でも少しマニアックにお伝え
させていただければと思います。どうぞ宜しくお
願い致します。

【タイの法律と日本人—政尾藤吉を想う】

1 明治 33 年の論文

今、私の手元には、明治 33 年（1900 年）発行
の「法学協会雑誌」に掲載されたある論文のコピ
ーがあります。漢文調かつ漢字カタカナ交じりの
この論文のタイトルは、「暹羅（シャム）國古代
法研究ニ就テ」。筆者は、政尾藤吉という人です。

2 政尾藤吉ってどんな人？

政尾藤吉は、明治 3 年（1860 年）に今の愛媛県
大洲市に生まれ、現在の早稲田大学を卒業し、そ
の後アメリカに私費留学しました。

アメリカでは最終的に法律を学んで 1897 年 7
月に日本に帰国、ジャパン・タイムズ（日本人の
経営による最初の英字新聞）の記者となります。
が、外務省とのつながりができる中で同年 12 月、
タイ（シャム）に派遣されることになりました。

タイは、当時ラーマ 5 世（チュラーロンコーン
大王）によるチャクリー改革の真っただ中。日本
の幕末のように外国列強との間で不平等条約の
締結を余儀なくされたタイでは、やはり日本と同
様近代的な司法制度を導入してこのような不平

等条約を撤廃することが喫緊の課題でした。政尾
藤吉も、そういう背景の中、いわばタイ版「お雇
い外国人」の一人としてタイに赴き、以後タイの
法律整備に従事したのでした。

このような法律整備への貢献のほか、日タイ交
流の中における政尾藤吉の貢献は非常に大きな
ものであったようであり、1905 年に白象三等勲章
を与えられたのをはじめ、タイを離れる 1913 年
には王冠大綬章を受け、国王との陪食も認められ
るという、外国人では前例のない待遇を得るに至
りました。また、晩年には、駐タイ公使にもなり
ました。

このようなことから、政尾藤吉は、日タイ交
流史を語る上でも非常に重要なキーパーソンで
あることは、もはや疑う余地もないでしょう。

3 タイ法に見る政尾藤吉の足跡

タイにおける法律整備は、決して政尾藤吉一人
の手によるものではなく、ベルギー、フランスを
はじめとするヨーロッパ各国の法律専門家のほ
か、イギリスへの留学経験があるタイ人なども参
加していました。それぞれが自国の法律に基づく
発想で意見を述べようとするのは法律家の常で
すから、それぞれの意見を調整しながら他国の法
律を整備していくというのは、並大抵な作業では
なかっただろうと思います。

そのような中でも、今も存在する刑法典などは
整備当時日本で審議されていた刑法改正案の影響
を色濃く残しているほか、刑事訴訟法典におい
ても当時の日本法の影響がみられるなど、政尾藤
吉の足跡は現在のタイの法律からも見て取るこ
とができるのです。

4 政尾藤吉を追いかけて…

法律整備の際、政尾藤吉が他の外国人法律顧問
と共に常に意識していたのは、単なる法律の移植
ではなく、タイ人の文化（法文化）に即した形で
修正した形での導入であったとのこと。そんな

なの当たり前じゃないかと思われるかもしれませんが。でも、皆さんも、日々のお仕事で「日本でやり方をタイでそのまま使う」ことでタイのローカルスタッフと軋轢が生じたという話を、よく耳にしませんか？

現地の文化や歴史を知り、その十分な理解の上で現地にとり新しい「何か」を創造してその地に貢献する、というのは、なんと素晴らしいことでしょう。そして、タイにおいても法律の分野で実際にいった人物が過去にいたのだ、ということを感じるにつけ、同じ法律家として自らも政尾藤吉の何十分の一でもいいからかくありたい、と思わずにはられません。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)
- ・ 2024 年から開始

<適格国内ミニマムトップアップ税

(QDMTT) 2024 年から開始>

N 子：加藤さん、今回も引き続き、先日発表された 2023 年度予算案のお話をお願い致します。

加藤：はい。今日は、例の適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) についてお話したいと思います。

N 子：あの難しそうなやつですね。

加藤：はい。まあ直ちに導入される訳ではなく、2024 年の導入予定なんですけど、かなり重要というか、ある意味今回の発表で最もインパクトがありましたね。

N 子：そうなんです。

加藤：はい。先日と重なるかも知れませんが、これを理解するには、まず OECD が主導する「グローバルミニマム課税」というのを知る必要があります。

N 子：これも難しそうですね。

加藤：ハハハ、そうなんです。まあ我慢してくださいね。

N 子：はい。

加藤：現在、OECD が、世界中でほとんど税金を払っていない超有名な、超大企業が複数有る事を問題視していて、これらの企業から如何に税金を取るかという事をずっとやってるんですね (130

を超える国・地域が、国際法人税制の根本的な変更、つまり税源浸食と利益移転 (BEPS 2.0) にコミットしており、これはその一環です)。

N 子：なるほど。

加藤：ここ数年の、世界ベースの移転価格税制の様々な変更も、元々はこの OECD の動きに起因してるものが多いのですが、その辺の話は皆さんにも馴染みがあると思います。

N 子：はい。

加藤：その様な、世界中でほとんど税金を払っていない企業から、税金を取る方法として出てきたのが、このグローバルミニマム課税なんです。こういう会社の利益に対して、本社所在国で課税できるというものです。

N 子：なるほど。

加藤：こういう企業は、タックスヘイブンに知的財産を移して、同タックスヘイブンにロイヤリティ等で利益を落とすというやり方などで極端な節税を行ってるのですが、例えば、タックスヘイブンにある子会社が凄い利益をあげているものの、同国で払った税金がゼロである場合、本社所在国は当該子会社の利益に 15% 課税できるという全く新しい仕組みです。

N 子：それはそれで、えぐいですね！

加藤：そうなんです。で、今回マレーシアで発表された「適格国内ミニマムトップアップ税

(QDMTT)」というのは、子会社所在国側で、それに対抗する目的で出てきた考え方なんです。本社所在国に税金を持って行かれると、タックスヘイブンが旨味を失ってしまうので、どうせ本社所在国に持って行かれるくらいなら、タックスヘイブン側で 15% 課税しようというのが QDMTT なんです。

N 子：なるほど。

加藤：マレーシアはいわゆるタックスヘイブン国ではありませんが、年間売上高が 7 億 5000 万ユーロ以上の多国籍企業 (MNE) の子会社が、RA/ITA/パイオニアステータス等のインセンティ

ブをエンジョイして実効税率が 15%を下回る場合、2024 年度から、追加税額（15%と実効税率の差）が発生すると言われています。

N 子：大変な事ですね。

加藤：まだ全然詳細は不明なんですけど、OECD での議論の趣旨を素直に捉えると、親会社の規模が売上 7.5 億ユーロの子会社だけにインパクトがあるはずなんですけど、変に拡大解釈とかしないで欲しいですね。。

N 子：そうですね。ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

香港の労働人口流出と 優遇プログラム ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港では新型コロナウイルス感染症の防疫措置が11月3日から更に緩和され、飲食店などの営業時間、店内飲食の制限時間が解除されます。さらにバー、パブ、ナイトクラブを含む飲食店、娯楽施設、スポーツ施設、宗教施設、ホテル、会議・展示場などで行われる結婚式などの活動等で、記念撮影をする際にはマスクを外すことも許されます。現在の香港の新型コロナウイルス関連の措置は、香港に到着後3日間を自己観察期間とする隔離措置「0+3」、そして飲食店でのテーブルの人数制限、マスク着用義務、陽性者の強制隔離、学校等へ通学する際の検査が引き続き義務づけられています。すでに海外では水際対策や新型コロナウイルス関連の防疫措置を完全撤廃している国も多く、香港として規制緩和が進んでいるのは明るい兆しですが、諸外国のような完全撤廃への動きはまだ見通しが立っていません。

香港行政長官は10月19日、立法会で就任後初の施政方針演説を行いました。そして懸念されている香港の深刻な労働人口の流出について触れ、「香港の人材を積極的に育成・確保するだけでなく、海外の人材誘致にも積極的に取り組む」と方針を明らかにし、海外から優秀な人材を積極的に香港に呼び込みたいと述べました。

香港では新型コロナウイルスに関わる各種規制や、ここ数年の政治的な変化など様々な要因から労働人口の流出が深刻となっています。演説では香港の労働人口が過去2年間で約14万人も減ったことも発表されました。行政長官は香港の人

材を育成し積極的に確保するだけでなく、海外の優秀人材の誘致にも積極的に取り組みたいと考えを述べました。同時に国際金融センターとしての競争力を強化するという意向も示しました。新型コロナウイルス関連の各種規制が続いている香港から、シンガポールなど規制を完全撤廃した国に移転した外国企業は少なくなく、そのような動きからも香港の労働人口は必然的に減少傾向にあります。外国籍の労働者による香港の新規ビザ申請件数も過去4年間で3分の2も減少しており数字で見ても外国籍労働者の香港離れは顕著と言わざるを得ないでしょう。

こういった背景を踏まえ労働人口流出の対策として、香港政府は次のような計画を発表しました。

●次の条件に当てはまる外国人を対象に

2年間の新たなビザが発給する。

- ・年収250万香港ドル以上の個人
- ・世界の上位100大学を卒業し
3年以上の実務経験を持つ人（上限なし）
- ・世界の上位100大学を卒業し
3年以上の実務経験を持たない人
（年間1万人を上限）

●非永住者が香港で住宅を購入し、7年間居住した後に永住権を取得した場合、不動産の購入時に支払った印紙税の追加分15%について還付申請ができる制度を整える。

●中国本土や海外の計17か所の海外経済貿易オフィスに、優秀人材の確保に当たる専門チームを設置する。

●「重点企業誘致辦公室」を設置、生命健康科学技術、人工知能（AI）とデータサイエンス、フ

インテック、新エネルギーなどの戦略的産業を誘致する。今後5年間でポテンシャルの高い100社を誘致する。

●より多くの人材と企業を香港に誘致して発展させるため「香港投資管理有限公司」を設立、「未来基金」の下に設立された「香港成長ポートフォリオ」「大湾区投資基金」「戦略的イノベーション科学技術基金」と、新たに「未来基金」から300億香港ドルで設立する「共同投資基金」の管理を統括する。これによって香港へ進出を考えている企業を資金面でサポート、誘致する。

香港政府は海外の優秀人材の確保に積極的な姿勢を示していますが、やはり世論的には目標の実現に向け新型コロナウイルス関連の規制の完全撤廃が最重要という見方が強く、今後の更なる規制緩和、完全撤廃への動きが注目されます。

また、労働人口の流出に関連した注目すべき動きとして、香港の失業率の改善と賃金アップ、最低賃金の引き上げも挙げられます。

香港の失業率は改善の傾向にあり10月20日の香港政府統計局による2022年7月～9月の失業率は3.9%で、その前の2022年6月～8月の4.1%から0.2%改善したと発表されました。5ヶ月連続の改善となり8期ぶりに失業率が4%を下回りました。失業者数は155,300人で前回の161,900人から6,600人減少しています。

そして香港人力資源管理学会によると今年の平均月給は去年よりも3.5%アップしており、多くの企業で昇給が実施されました。特に賃金上昇率が高い分野はマルチメディア、IT、通信業界で平均9.8%アップしています。これも背景には労働人口の流出、つまり頭脳流出による影響が表れています。

さらに最低賃金の引き上げも行われる予定です。現在香港の最低賃は時給37.5香港ドルですが、今後は時給40香港ドルへ引き上げる方向で政府に提案がされます。賃金引き上げ率は6.7%で政府の承認により早ければ2023年5月から適用される見込みです。

香港から海外への移住者の増加や、労働人口の流出など現時点では香港からの人口流出が目立っていますが、今回の優遇プログラムがスムーズに実現すれば人口流出に歯止めがかかり、海外から香港に優秀な人材がより集まりやすくなるかもしれませんね。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国で共産党大会が終幕

～新たな 100 年に向けての新体制、政策の大方針を公表。但し、新体制下でも今後のゼロコロナ政策が継続する見込み～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国では 10 月 22 日に第 20 回共産党全国代表大会（以下、“共産党大会”と表記）が終幕し、習近平氏の異例の 3 期目の総書記就任が決定されたばかりです。

中国の政治イベントは普段の企業活動を実施に必ずしも直接的に影響を及ぼすとは言い難いものの、同氏の総書記の続投や党大会前後の動向は異例づくめでもあり、今後の日中間、或いは現地法人のビジネス活動にも影響を与えるものとも考えられます。

従って、今回は共産党大会や政治体制の仕組みと党トップの選出方法、及び異例づくめの諸事項等を簡単に紹介すると共に、中国ビジネスに直接的な影響のある今後のゼロコロナ政策の見通しを最後に解説します。

1. 共産党大会と政治体制の仕組み

第 1 回共産党大会が 1921 年に開催され、第 11 回（1977 年）以降は 5 年ごとに定期的に開催されています。近年は以下の通り、(1) 既往の活動運営の総括と今後の政策方針の発表、(2) 共産党指導部の人事に直結する中央委員の選出、(3) 党規約の改正等を含み、第 20 回は 2022 年 10 月 16 日から 22 日まで開催されました¹。

(1) 既往の活動運営の総括と

今後の政策方針の発表：

まず、既往の活動運営の総括として、第 18 回全国代表大会からの 10 年間の重大及び歴史的意義のある以下の 3 つを掲げ、“第 1 の 100 年

間の奮闘目標”を達成したと総括しました。

➢ 中国共産党の創立 100 周年

➢ 中国の特色ある社会主義の新時代への突入

➢ 貧困の克服、全面的に小康社会（やや、ゆとりある社会）の建設との歴史的任務の完成

そして、“第 2 の 100 年間の奮闘目標”として、経済的な観点からは“高品質の経済発展における新たなブレークスルーの達成”、“科学技術の自立と自己改善能力の大幅な向上”、“社会主義市場経済システムの更なる改善”、“より高いレベルの開放経済の新システムの基本的構築”等々、政策の大方針を謳っています。

(2) 共産党指導部の人事に直結する中央委員の選出：

共産党大会の最終日に、約 200 名（今回 205 名）の中央委員を選出します。翌日に中央委員総会ともいべき第 1 回会議（今期であれば第 20 期の“一中全会”）が開催され、中央委員から政治局委員 24 名（前回 25 名）が、更に政治局委員から（今回も）7 名が、約 14 億人の最高指導者ともいべき政治局常務委員に選出されます。今回の共産党大会では、下述 2 の“68 歳定年制”に抵触せず、残留も取り沙汰された李克強首相や汪洋政治協商会議主席等の名前が中央委員の名簿に無く、この時点で引退が明確となりました。



(3) 党規約の改正：

また、共産党大会では党規約の改正が可能で
す。今回の共産党大会では、習近平氏の指導的
地位をより高める、以下の“二つの確立”の趣
旨等を反映した党規約に改正されました。

- （党は習近平氏を）党中央の核心とし、党全体
の核心としての地位を確立する
- （党は習近平氏の）新時代の中国の特色ある社会
主義に関する習近平思想の指導的地位を確立す
る

更に、上述した“第2の100年間の奮闘目標
の実現”なども、当該党規約に謳われています。

2. 異例づくめとなった共産党大会等の諸事項

今回の共産党大会前後に発生した、以下等の
事態も特筆されます。

➤経済指標の発表を延期

共産党大会の直前に予定されていた、第2四半
期の経済統計の発表が延期されました(下表参
照)。上海市ロックダウンを始めとした中国の
経済活動の回復度合いを見る上でも注目され
ていた指標の公表延期は異例と言えました(脚
注ⁱⁱの通り、同大会終了後に各種統計を発表)。

2022年国家统计局主要统计信息发布日程表

序号	名称	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
1	中国GDP	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
2	中国CPI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
3	中国PPI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
4	中国进出口	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
5	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
6	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
7	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
8	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
9	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
10	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
11	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
12	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
13	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
14	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
15	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
16	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
17	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
18	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
19	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
20	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
21	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
22	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
23	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
24	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
25	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
26	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
27	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
28	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
29	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
30	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
31	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
32	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
33	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
34	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
35	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
36	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
37	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
38	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
39	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
40	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
41	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
42	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
43	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
44	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
45	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
46	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
47	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
48	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
49	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
50	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
51	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
52	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
53	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
54	中国制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
55	中国非制造业PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
56	中国城镇调查失业率	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
57	中国消费者信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
58	中国企业家信心指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
59	中国采购经理指数	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
60	中国综合PMI	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%

出典:国家统计局 HP(上記は 10/24 時点)

➤共産党大会での慣例踏襲からの変更

2002 年以降、上記の中央委員の選出には 68
歳定年制（共産党大会時に 68 歳に達していれ
ば引退）との不文律がありました。

一方で、共産党の組織とは別に、毎年 3 月に
開催される全国人民代表大会(日本の国会に近
似)において、既に憲法の改正により、国家主
席の任期（従来、1 期 5 年、2 期まで）が撤廃
されました。この為、今回の共産党総書記（中
央委員の選出）についても、上記の 68 歳定年
制が踏襲されないとの見方が開催前から根強
くあり、結果として 69 歳の習近平氏が 3 期目
の総書記に就任する一方で、前述の李克強氏や
汪洋氏（共に 67 歳）が引退するとの、慣例か
らの大きな変更となりました。

更に、23 日開催の第 20 期一中全会では、習
近平氏を共産党総書記・序列 1 位に、また序列
第 2 位として上海市のロックダウンの責任者で
ある上海市書記・李強氏以下、習近平氏の影響
力が強いとされる計 7 名が常務委員に選出され
た一方で、40 代で政治局委員となった共産党青
年団出身の次世代リーダーともいべき胡春
華副首相が今回、政治局委員から外れるなど、
大幅な変更が見られていますⁱⁱⁱ。

3. 今後のゼロコロナ政策は？

このように、異例づくめの党大会が終了し、
この一大政治イベント後の最大の関心事は、最
後にゼロコロナ政策の継続有無と考えます。日
本からの出張ベースでの技術支援や、現地法人
運営等々、日中間のビジネスに直接的に影響を
及ぼします。一部では共産党大会の終了後にゼ
ロコロナ政策からの政策変更や撤廃を期待す
る向きもありましたが、現時点での各種の公開
情報を基にすれば、少なくとも当面は堅持され
る可能性が高いと考えます。

一例として、党大会に先立ち開催された 7 中
全会（第 19 期第 7 回会議）期間中、プレスカ



ンファレンスにて、国家衛生健康委員会の米鋒氏は改めて“海外からの流入を防ぎ、内部でのリバウンドを防ぐ”との“動態的ゼロコロナ”の堅持を強く打出し^{iv}、各種の中国メディアも大きく報じました。

また、現況下では、中国全土で一日あたり200~300 症例（海外からの輸入症例は二桁）程度の感染者の増加が報道^vされると共に、各地で新規感染者の発生に伴う小区レベル等での隔離・封鎖も採られており、名実共にゼロコロナ政策は継続しています^{vi}。

本年6月末に中国の水際対策では、入国時の隔離措置期間は10日間に短縮されました^{vii}が、現時点では一段の緩和は発表されておらず、また上述の通り、ゼロコロナ政策の堅持が強調されるなど、中国への入国・国内移動に伴う不確実性は高止まりしたままと考えられます。従い、少なくとも現時点では、これらの不確実性を念頭に、各種の対応や決定を行う必要がある点には、引続き、留意が必要です。

***尚、脱稿後（2022年11月11日付けにて）、
聯防聯控機制総発「2022」101号が公布され、
隔離措置期間は10日間（「7+3」）から8日間
（「5+3」）に若干、短縮しています。**

- ⁱ 第20回共産党大会の詳細（1-（1）～（3）の内容を含む）は下記URLを参照のこと。
URL：[中国共产党第二十次全国代表大会专题报道](http://people.com.cn)（people.com.cn）
- ⁱⁱ 10月24日にGDP（前年同期比3.9%増）を含む各種の四半期データが公表された。
- ⁱⁱⁱ 政治局常務委員7名及び政治局委員は下記URLを参照のこと。
URL：[中国共产党第二十届中央委员会第一次全体会议公报—中国共产党第二十次全国代表大会专题报道—人民网](http://people.com.cn)（people.com.cn）
- ^{iv} 詳細は、下記URLを参照のこと。
URL：[国务院联防联控机制权威发布（2022年10月13日）](http://www.gov.cn)（[中国政府网](http://www.gov.cn)（www.gov.cn））
- ^v 連日の症例数は下記URLを参照のこと。
URL：[新型冠状病毒肺炎疫情防控_宣传司](http://nhc.gov.cn)（nhc.gov.cn）
- ^{vi} 日本では特段、報道されていないものの、マイツグループのネットワークとして当該情報を確認済。
- ^{vii} 詳細はJPマイツ通信2022年7月号、またマイツグループの各通信は下記を参照のこと。
URL：[ニューズレター アーカイブ](http://myts.co.jp) | 株式会社マイツ（myts.co.jp）

マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。